

看板等の屋外広告物の掲示には、 秦野市屋外広告物条例に基づく申請が必要です。

現在掲出されている屋外広告物の面積が合計10㎡を超えている場合は、許可申請の手続きを行ってください。

(10㎡以下であれば申請は不要です。まずはご確認ください。)

申請から許可までの手続きの詳細は、裏面をご覧ください。

疑問点や不明点に関しては、屋外広告物を設置した際の施工業者か、または下記の市役所担当窓口までご相談ください。



※「屋外広告物」とは…



『常時又は一定の期間継続して』『屋外で』『公衆に表示されるものであつて』『看板、立て看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの』とされています。(屋外広告物法第2条第1項)

壁に設置した看板や店名表示、案内板やポールサイン、イラストや写真、注意書き等も含め、基本的には屋外で表示しているもの全てが「屋外広告物」です。

許可申請手続きの流れ



1 現状の掲出状況の確認

・まずは許可申請が必要かどうかを確認しましょう

設置時の図面等を確認または実測にて、敷地内に表示している屋外広告物の合計表示面積が10㎡を超えているかどうか確認してください。

※許可対象から除外できるものもあります。「屋外広告物条例の手引き」（市ホームページでも公開しています）をお読みいただくか、市にお問い合わせください。

10㎡を超える場合（申請が必要）

10㎡以下の場合（申請は不要）

2 申請手続きの準備

・申請書類を作成しましょう

店舗等に既に設置済の屋外広告物について新規申請をする場合には、下表の書類が必要です。

- ・定期的な点検等、適切な安全管理に努めてください。
- ・今後新たに看板等を追加する場合、既存のものと一緒に10㎡を超えたら、申請が必要です。

☐ 申請書	記入例も参考にしてご記入ください。
☐ 安全点検報告書	劣化や破損がないか、それらによる安全上の問題がないかを点検していただき、記入してください。
☐ 仕様書・図面	申請する広告物の寸法等が示された仕様書・図面が必要です。用意できない場合は、写真を印刷し寸法を書き込む等でも可です。
☐ 付近の見取図	地図をコピーまたは印刷して、屋外広告物を掲出している店舗等の場所を図示してください。
☐ 工事施工者の屋外広告業登録通知書の写し	屋外広告物の設置は神奈川県に登録した業者が行うこととされています。設置時の業者または看板を管理している業者に問い合わせてください。
☐ 委任状	看板業者等が代理で手続きを行う場合のみ必要です。

※申請書・安全点検報告書は、市ホームページから印刷・ダウンロードできます

3 申請～許可

・申請書類を【2部】提出してください

市役所西庁舎2階・建築指導課に持参または郵送してください。

・「納付書」により手数料を納めてください

許可申請手数料を算定し、「納付書」を発行します。

市役所または銀行等の窓口等で納付してください。

※郵送で書類を受け取りたい場合は、返信用封筒に必要な分の切手を貼って申請書類とともにご提出ください。

・「許可書」を発行します

納付確認後に「許可書」を発行し、申請書類1部の返却とともにお渡しします。

「完了届」を提出いただき、現地で検査を行います。（※別途ご連絡します）

許可期間は、3年以内の最長となる4半期末までです。（3・6・9・12月末日のいずれか）

※許可期間後も引き続き屋外広告物を掲出する場合は、継続許可申請が必要です。

～ 不明点がありましたら、建築指導課までお問い合わせください ～

